

定期報告対象建築物と建築設備等及び昇降機等

1. 定期報告対象建築物※1

用途	規模	報告時期
(1) 学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く)	市 ①対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	平成暦偶数 年度の 8 月 1 日から 11 月 30 日まで ※2
(2) 病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ②2階の対象用途の床面積の合計が ^g 300 m ² 以上	
	国 ③地階にあるもの(100 m ² 超)	
(3) 公会堂、集会場	市 ④対象用途の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの	
	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上	
(4) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	国 ③地階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ④客席の対象用途の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの	
	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ②2階の対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上	
(5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店	市 ③対象用途の床面積の合計が 3,000 m ² 以上であるもの	
	市 ④地階にあるもの(100 m ² 超)	
	市 ⑤対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	
	市 ⑥3階以上の階若しくは地階にあるもので、それぞれの対象用途の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの	
(6) 旅館、ホテル、簡易宿所	国 ①対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以下のものかつ、階数が2以上のもの	
	市 ②対象用途の床面積の合計が 300 m ² 未満でその用途に供する部分が3階以上にあるもの(100 m ² 超)	
(7) 旅館、ホテル、簡易宿所	国 ①対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えかつ階数が2以上のもの	平成暦奇数 年度の 8 月 1 日から 11 月 30 日まで ※2
	市 ②(6)及び(7)①以外の規模で地階にあるもの(100 m ² 超)	
(8) 劇場、映画館、演芸場	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上	
	国 ③主階が1階にないもの	
	国 ④地階にあるもの(100 m ² 超)	
(9) 児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く)	市 ⑤客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの	
	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ②2階の対象用途の床面積の合計が ^g 300 m ² 以上	
(10) 観覧場	市 ③地階にあるもの(100 m ² 超)	
	市 ④客席の対象用途の床面積の合計が 1,500 m ² を超えるもの	
	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
(11) ボーリング場	国 ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上	
	市 ③対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² を超えるもの	
(12) 事務所等(建築主事をおいていない市町が所有する建築物に限る)	市 ①延床面積の合計が 1,000 m ² を超えかつ階数が5以上	
(13) 共同住宅(サービス付き高齢者住宅に限る)、寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ②2階の対象用途の床面積の合計が ^g 300 m ² 以上	
	国 ③地階にあるもの(100 m ² 超)	
(14) 体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上	
(15) 展示場、待合	国 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ②2階の対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上	
	国 ③対象用途の床面積の合計が 3,000 m ² 以上であるもの	
	国 ④地階にあるもの(100 m ² 超)	

※1 該当する用途部分の床面積が 100 m²以下のものは対象外。『国』と記載のある欄は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 報告に先立って実施する調査は、報告日の3ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第8条第2項)

【参考】

①国による指定※1

NO	用途	規模
I	劇場・映画館・演芸場・公会堂・集会場・観覧場（屋外観覧場を除く）	①3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの※3 ④地階にあるもの
II	病院・診療所（患者の収容施設のあるものに限る） 児童福祉施設等※2・旅館・ホテル・共同住宅（サービス付き高齢者住宅に限る）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの
III	体育館（一般公共用）・博物館・美術館・図書館・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・ボレーリング場	①3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの
IV	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・キャバレー、カフェ、ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・飲食店・料理店・展示場・待合	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1 該当する用途部分の床面積が100㎡以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 告示240号第1項2号に掲げるもの。

※3 劇場、映画館又は演芸場に限る

②市による指定（①国による指定に含まれるものを除く。）

NO	用途	規模
1	学校（幼稚園、専修学校及び各種学校を除く）	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
2	病院・診療所（患者の収容施設のあるものに限る）	対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
3	公会堂・集会場	客席の対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
4	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
5	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・飲食店・料理店	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの 3階以上の階若しくは地階にあるもので100㎡以上のもの
6	ホテル・旅館・簡易宿所	300㎡を超えかつ階数が2以上のもの、又は300㎡以下で3階以上にその用途に供する部分を有するもの
7	劇場・映画館・演芸場	客席の対象用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの
8	政令第115条の3第1号の児童福祉施設等（通所施設その他これに類するものを除く）	対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
9	観覧場	客席の対象用途の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
10	ボレーリング場	対象用途の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
11	事務所等（建築主事をおいていない市町が所有する建築物に限る）	延床面積の合計が1,000㎡を超えかつ階数が5以上のもの

対象建築物の判断基準

◇①国による指定のみに該当する用途

表のⅡ～Ⅳの網掛け部分が該当します。

◇②市による指定のみに該当する用途

表の1と11が該当します。

◇①国による指定②市による指定両方に該当する用途

対象用途が、国による指定と市による指定両方にある場合は、上記の規模のいずれかに該当すれば報告対象となります。ここで、市の指定には避難階を含んでいるため、国の指定規模には該当するが、市の指定規模に該当しない場合は「対象用途が避難階のみにある場合」は除かれますので御注意ください。

定期報告対象建築設備等及び昇降機等

種 別	国の一律指定の対象	市の追加指定の対象	報告時期	
建築設備等	換気設備		全て※1	
	排煙設備		全て※1	
	非常用の照明装置		全て※1	
	防火設備 (随時閉鎖式に限る)	①1. 定期報告対象建築物のうち、国の一律指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの ②以下に掲げる用途のうち、床面積が 200 m ² 以上の建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設等	1. 定期報告対象建築物のうち、市の追加指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの	毎年8月1日から11月30日まで※5
エレベーター	全て※2、※3		毎年検査済証の交付を受けた日に相当する月の前後30日まで	
エスカレーター	全て※2			
小荷物専用昇降機	フロアタイプ※2	テーブルタイプ※2※4		
昇降機等	観光用エレベーター	全て		毎年検査済証の交付を受けた日に相当する月の前後30日まで
	観光用エスカレーター	全て		
	遊戯施設	全て		

※1 1. 定期報告対象建築物に設けるものに限る。

※2 籠が住戸内のみを昇降するものを除く。

※3 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。

※4 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm以上高いものに限る。

※5 報告に先立って実施する検査は、報告日の1ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第10条第3項)